

補助率算定の運用におけるQ & A

1. 国庫補助事業における補助率加算について

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理などの一部補助事業において、補助事業者が公益法人や個人などである場合に当該事業者の財政状況に応じて補助率加算を行っています。

また、補助率の上限としては、５０％を基礎にして最大８５％まで加算を行っています。

2. 補助率加算の算定について

補助事業者の過去3カ年の平均収入額のほか、総事業費と施工年度数をもとにして加算率を算出します。補助事業者の平均収入額が少なく、総事業費が大きく、施工年度数が短いほど、加算率が大きくなる仕組みとなっています。

3. 収入額の範囲について

事業者の通常の会計（以下一般会計という）や特別会計の補助事業者のすべての収入額に基づき補助率を算出します。

ただし、下記の収入については、原則、補助事業者の収入額から控除します。

※控除する収入については、決算書等で明確に確認できることが必要です。

- ①事業者の恒常的な収入といえないもの
- ・遠忌や遷宮や文化財修復などにおける特定の目的のための積立金
 - ・資産の売却収入
 - ・借入金
 - ・補助金（国庫補助金、地方公共団体補助金、民間団体助成金）
 - ・文化財修復のための寄附金
 - ・各種積立金の取崩し金
 - ・貸付回収金 など
- ②公益（事業者の主たる活動以外）を目的とした会計収入
- ・学校及び病院事業会計など
- ③その他
- ・他会計からの繰入金（公益事業など収入から控除された会計からの繰入れは除く）

4. どのような場合に恒常的な収入といえないものとなりますか。

恒常的とはいえない収入としては、修繕積立金や退職金基金などの特定の使途が定まっている積立資金などのほか、国及び地方公共団体からの補助金、資産の売却収入や借入金などの一時的な収入が想定されます。

5. 文化財修復のための寄附金は収入から控除できますか。

文化財修復のための寄附金は控除することができます。ただし、指定寄付金など明確に文化財修復のために使用される収入に限られます。一部でも寄付金が法人活動などの文化財修復以外に使用されている場合は控除することはできません。

6. 前年度繰越金は収入に含まれるのですか。

原則、一般会計に前年度繰越金が計上されている場合は収入に含まれます（※前年度繰越金のうち、修繕や退職金などの積立金として経理していることが明確に示せる場合は収入から控除します。）。

なお、特別会計の前年度繰越金については収入から除かれます。

7. 財産目録や貸借対照表に記載されている現金預金や積立金などは収入に含まれますか。

含みません。

8. 公益事業とはどのようなものですか。

公益事業とは、特定少数者の利益ではなく不特定多数のための利益を図り、営利を目的としない事業と理解されます。収入額から控除される公益事業としては事業者の主たる活動以外の事業が該当し、例えば宗教法人にあっては宗教法人法第6条に基づく公益事業が想定されます。

9. 宗教法人が行う墓地事業は公益事業となりますか。

宗教法人が行う墓地事業の形式として、檀家のみが使用する檀家墓地（宗教活動）と宗派を問わない霊園事業（公益事業）があります。宗教法人が霊園事業などの公益事業を行っている場合は、宗教法人規則に記載されることになっていますので、当該霊園事業が宗教活動か公益事業であるかを判別するため法人規則に公益事業として記載されているか確認する必要があります。

10. 宗教法人とは別組織である奉賛会や総代会などの収入を含める必要はありますか。

当該奉賛会等に団体規則が作成されているほか、宗教法人とは別に財産目録が作成されているなど、宗教法人とは組織的・会計的に別団体であると確認できれば、収入額の範囲から除きます。

1 1. 収益事業の収入とはどのようなものですか。

物品販売業や不動産貸付業など法人税法に定められた 3 4 事業による収入です。

1 2. 他会計からの繰入金は収入から控除できますか。

一般会計や収益事業会計などからの繰入金については収入から控除します。ただし、公益事業など収入から控除された会計からの繰入れについては収入に含まれます（※前年度繰越金や他会計からの繰入金などを控除したことにより、結果的に全額控除となった会計からの繰入金については収入から控除します。）。また、どこの会計からの繰入金であるか繰出先の会計を明確にする必要があります。

1 3. 積立金などから発生した利子は収入に含みますか。

利子は収入に含まれます。同様に貸付回収金から発生した利子も収入に含まれます。

1 4. 有価証券の売却収入は収入に含みますか。

有価証券の売却収入から財産目録に記載されている当該有価証券の簿価額を控除することができます。簿価額を差し引いた残額が売却益として収入に計上することになります。

1 5. 博物館等が主催する展覧会等の文化財出陳料は収入に含みますか。

文化財出陳料は博物館等から支払われる謝金（対価）であるため収入に含みます。

1 6. 公益（社団・財団）法人及び一般（社団・財団）法人に係る収入額の取扱いについて教えてください。

公益財団法人及び一般社団法人などの収入状況を示す資料である「正味財産増減計算書」に基づき収入額の範囲を算出することになります。「正味財産増減計算書」の会計区分として「一般正味財産経常収入」、「一般正味財産経常外収入」、「指定正味財産収入」の 3 つの区分により構成されていますので、各区分の収益額（指定正味財産収入は受取寄付金などが該当）の合計が収入額の範囲となります。

1 7. 公益法人が美術品などの寄贈を受けた場合、その評価額を受贈益として計上していますが、収入から控除することができますか。

控除することができます。

18. 収入状況を明らかにする書類としてどのような書類を提出することになりますか。

交付要綱にお示ししているとおり、過去3カ年分の特別会計を含むすべての会計に係る収支計算書及び財産の状況を明らかにした書類（財産目録）を提出するとともに、収益事業を行っている場合には、法人税法の規定による確定申告書の写しを併せて提出することになります。補助率算定にあたっては、補助事業者の総収入額を確認する必要がありますので、上記決算書類のほかに、収入状況報告書（別紙様式1）の提出をお願いすることになります。

19. 補助率加算はどのように算出することになりますか。

補助事業者から提出のあった収入状況報告書及び収支計算書等の決算書に基づき補助率加算を算出することになります。補助率加算算定計算書（別紙様式2）に各年度・各会計ごとに収入額のほか繰入金などの控除経費を記載して平均収入額を算出するとともに、総事業費・事業期間を記載して事業規模指数を算出します。

補助率加算算定計算書については各事業ごとに作成し、申請書締切日までに文化庁に電子データを送信願います。

20. 事業途中での補助率算定について

6年以上の複数年にわたって実施される事業については、事業開始6年目に改めて過去3カ年の収入額、総事業費及び施工年度数に基づき補助率算定を行います。

21. 現在実施している事業についても補助率算定が行われるのですか。

平成28年度新規事業から適用されますので、平成28年度以前から実施している事業については事業途中での補助率算定を行うことはありません。

平成28年度新規事業で、6年以上にわたって実施する事業については、6年目である平成33年度に再度補助率算定を行うことになります。

22. 10年以上の長期事業を行う場合に、6年目で補助率の見直しを行えば、今後見直しを行うことはないのですか。

見直しを行うことになります。2回目の補助率見直しの時期については、1回目の見直し年度を含めて6年目に行うことになります。

（例）平成28年度新規事業で22年間事業の場合

- 1回目 平成33年度
- 2回目 平成38年度
- 3回目 平成43年度
- 4回目 平成48年度